

「小野湖の水を守る会」会則

(名称)

第1条 この会は「小野湖の水を守る会」（以下「当会」）という。

(目的・方針)

第2条 「当会」は、水道水源である小野湖の水を汚染する恐れのある廃棄物処分場等の計画を阻止し、宇部市及び山陽小野田市市民の健康を守ると共に、水源地としての良好な環境が維持できるよう水源地地域住民と連携し、共存同栄の体制を構築することを目的とする。

- 1 「当会」は、政党的及び宗教的活動を、行わない。

(活動)

第3条 「当会」は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

1. 宇部市及び山陽小野田市に対し、市民が安全で良質な水を享受出来るよう、新たに水源を汚染する恐れのある施設の設置を認めない「水道水源保護条例」の制定を働きかける。
2. 水源の安全確保や、上下流連携の仕組みづくりについて調査検討する。
3. 市民の関心を高めるため、講演会やシンポジウムなど必要な各種イベントを開催する。
4. ニュースの発行、アンケート、署名運動など必要な広報活動を行う。
5. その他目的達成に必要な活動を行う。

(会員、入会、会費、寄付)

第4条 「当会」は、第2条の目的に賛同し、別に定める「入会申込書」にて入会し、入会金を納入した個人及び団体にて構成する。

(1) 正会員 ; 1, 000円

(2) 団体会員 ; 5, 000円/口

(3) 賛同会員 ; 寄付

- 2 代表は、総会の議決を得て、年会費等を徴収することが出来る。

(所在)

第5条 「当会」は、事務所を宇部市新天町1丁目2-36 宇部市民活動センター「青空」に置く。

TEL ; 0836-36-9555 FAX ; 0836-39-2272

メールアドレス ; mail@ubenet.com

私書箱 85

(世話人)

第6条 「当会」に次の世話人を置く

共同代表 3人まで
事務局 1人
組織部 1人
調査部 1人
地域対策部 1人
安全対策部 1人
会計監査 2人

(組織、担当)

第7条 「当会」は、事務局、組織部、調査部、地域対策部、安全対策部にて構成する

(総会)

第8条 「当会」の総会は、定期総会と臨時総会の2種とする。

- 2 総会は、正会員をもって構成する
- 3 定期総会は、4月に開催する。
- 4 総会は、以下の事項につき議決する
 - ①会則の変更。
 - ②活動計画及び予算
 - ③活動報告及び決算
 - ④世話人の選任及び解任
 - ⑤その他
- 5 議事は、出席者及び委任状の過半数をもって議決する。
可否同数のときは、議長の決するところによる。

(世話人会)

第9条 世話人会は、世話人をもって構成する。

- 2 世話人会は、次の事項を審議、必要により議決する。
 - ①総会に付議すべき事項の議決
 - ②総会にて議決した事項の執行に関すること。
 - ③総会で議決の必要のない会務の執行に関すること。
- 3 世話人会は、代表が必要と認めるとき開催する、
- 4 議決は、第8条 5の規定に準じる。

(定例会)

第10条 定例会は、代表、世話人、及び代表及び世話人が指名した人をもって構成するが、参加を希望する会員は、参加できる。

- 2 定例会は、毎月第2火曜日に開催する。

- 2 定例会は次の事項を行う。(PDCAによる計画実施の推進)
 - ①目的を達成するための計画の策定。

- ②計画の実施状況確認
- ③問題点の検討
- ④有効性の評価
- ⑤計画の必要な修正、変更。
- ⑥目的を達成するための新たな計画の策定

(会計年度、決算、監査)

第11条 「当会」の会計は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

- 2 「当会」の予算以外の緊急支出については、世話人会の承認を得て支出し、総会にて事後承認を得る。
- 3 会計監査は、総会に報告する会計報告書を監査する。

(資産の管理)

第12条 「当会」の収入、支出及び資産を明らかにするため、帳簿を作成する。

- 2 会員より帳簿の閲覧を請求された場合、代表は開示しなければならない。

(文書、情報の管理)

第13条 「当会」の活動にて、知り得た情報、文書、記録の外部への開示、公開は、事務局世話人の承認を得て行う。